

成田市 子ども・子育て支援事業計画

みんなで創る 笑顔あふれる
子育て応援のまち

概要版



平成 27 年度～平成 31 年度

平成27年3月 成田市

計画の概要

計画策定の背景と趣旨

わが国では近年、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢の変化等に伴い、急速な少子化が進行しています。少子化が加速することは、人口構造に不均衡をもたらし、将来的に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。そのため、安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもが健やかに成長できるよう、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

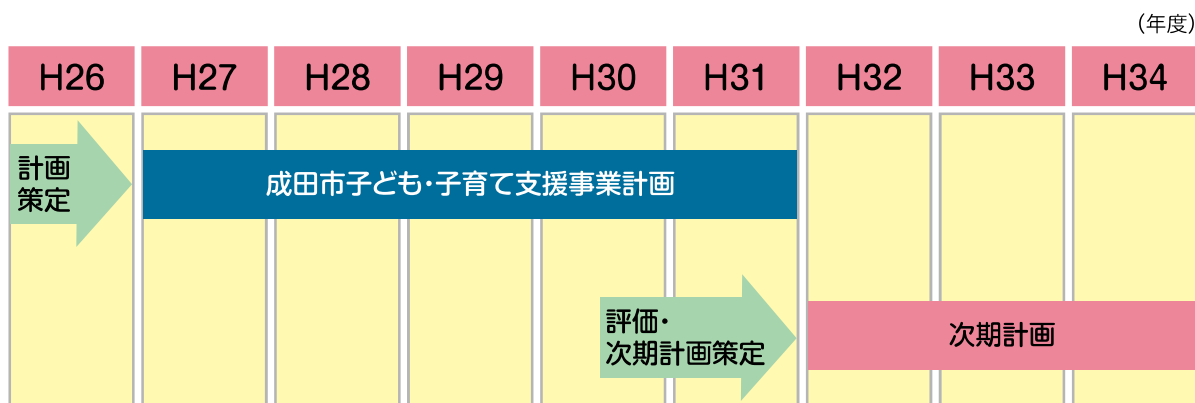
こうした状況を受け、国ではさまざまな少子化対策の施策を展開してきました。しかしこの間、少子化の進行に歯止めがかかることはなく、子ども・子育てをめぐるさらなる改善が求められており、平成24年には、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、「子ども・子育て関連3法」が制定され、幼児期の教育・保育、子育て支援の量の拡充や質の向上を図るとともに、地域に応じた子育て支援を進めることとなっています。

このため、国の新制度に対応し、成田市の子どもたちの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、子ども・子育て支援法第61条に基づく「成田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の期間と位置づけ

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年です。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。なお、急激な社会情勢の変化や計画の内容と実際の状況に乖離が生じた場合などには、計画期間中においても必要に応じて見直しを検討します。

また、この計画は「子ども・子育て支援法」、「次世代育成支援対策推進法」に基づくとともに、上位計画の「成田市新総合計画」、「成田市総合保健福祉計画」をはじめ、各種関連計画との整合・連携を図った計画とします。



計画の基本理念

子どもたちは、地域の宝であり希望です。子どもの笑顔は保護者の笑顔であり、地域の人々を明るくします。将来を担う子どもたちが笑顔を絶やすことなく健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを産み育てられるよう、家庭を中心に、学校、地域、企業など社会を構成するすべての人が、子どもや子育て支援に対して関心や理解を深め、協働し、それぞれの責任と役割を果たすことが重要であることから、子どもと保護者の成長を地域全体で見守り、支え合うまちの実現を目指します。

基本理念



みんなで創る 笑顔あふれる
子育て応援のまち



計画の基本目標と基本施策

基本理念を具体的に推進していくため、以下の基本目標および基本施策に基づき、各事業に取り組みます。

基本目標

1

就学前児童の家庭への
支援の充実

2

学童期を伸びやかに
育む環境づくり

3

子育てを応援する
環境づくり

基本施策

- ①子どもや家族の健康の確保
- ②幼児期の教育・保育の充実
- ③地域子育て支援サービスの充実
- ④情報提供の充実と交流の促進

①子どもの心身の健やかな成長に向けた支援

②子どもの居場所・体験機会の提供

①障がいのある子どもへの支援の充実

②児童虐待防止対策の充実

③ひとり親家庭の自立支援

④仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた支援

⑤子育て家庭の経済的負担の軽減

成田市の取り組み

子ども・子育て支援に対する市の取り組みを紹介します。

就学前児童の家庭への支援の充実

1 子どもや家族の健康の確保

妊産婦や子育て中の保護者を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備するとともに、それらのサービスや身近な健康管理を担うかかりつけ医についてさらなる周知啓発および利用促進を図ります。

主要事業

妊婦健康診査の充実／母親学級の開催／幼児健康診査の充実／育児相談の充実 など



2 幼児期の教育・保育の充実

幼児期の教育や保育のニーズ増大に対応するため、幼稚園や保育園等の受け入れ態勢を拡充するほか、新たに制度化された地域型保育給付を促進し、待機児童の解消を図るとともに、利用者がきめ細やかなサービスを自由に選択できる供給体制の確保に努めます。

主要事業

公立幼稚園の管理運営の充実／公立保育園の管理運営の充実／認定こども園の促進 など



3 地域子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭の支援のため、多様な子育て支援サービスの充実および利用促進を図るとともに、サービスに関する情報等を得て確実な利用に結びつくよう、周知や啓発に努めます。

主要事業

地域子育て支援センターの充実／子ども館の機能向上／保育園での一時保育の充実 など

4 情報提供の充実と交流の促進

子どもはもとより、保護者同士が互いに交流し情報共有等ができる場を提供しながら、必要な人に必要な情報が届くよう、効果的かつ多様な媒体を活用した情報発信を図るとともに、保護者が相談しやすい環境づくりと質の向上および関係機関との連携強化をさらに進めます。

主要事業

相談と訪問指導の充実／こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の充実 など

学童期を伸びやかに育む環境づくり

1 子どもの心身の健やかな成長に向けた支援

教育や福祉、保健をはじめとする関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かしながら、子どもやその家族が抱える悩み・困難に向き合うことで、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的かつきめ細やかな支援を行います。

主要事業

各種関係機関との連携によるこころのケアに関する相談・支援 など



2 子どもの居場所・体験機会の提供

子どもたちが地域の大人や友達などに関わり合いながら、さまざまな体験活動等を通して、自己の形成が図られるよう、家庭や学校以外の場として、安全・安心に過ごせる場所や機会を提供します。

主要事業

子どもの居場所づくり／ふれあい・交流を通じた若い世代の意識づくり など



子育てを応援する環境づくり

1 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性が尊重される中で、ともに地域社会で生活していけるよう、理解の促進を図るとともに、障がい児施策と緊密に連携しながら、支援の充実に努めます。

主要事業

早期療育体制の充実／障がい児への教育・保育の充実／障がい児通所事業の充実 など

2 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止に向け、相談等を通じた発生予防、早期発見・早期対応を図るとともに、虐待等を受けた子どもの保護から自立に至るまでの切れ目のない支援体制のさらなる強化に努めます。

主要事業

児童虐待防止に関する啓発・相談活動の推進／相談体制の充実 など



3 ひとり親家庭の自立支援

県や関係機関等との連携のもと、各種相談、生活・就労支援、経済的支援などのひとり親家庭に対する支援事業を実施し、ひとり親家庭の安定と自立を支援していきます。

主要事業

相談体制の充実／生活支援の充実／就労支援の充実／経済的支援の充実

4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた支援

すべての市民が、ゆとりをもって子どもを育て、働き続けていくことができるよう仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できる環境づくりを進めるとともに、就業環境、就労条件等の改善に向け、労働者・雇用者双方への啓発活動を推進します。

主要事業

男性が参加する子育ての促進／子育てしやすい職場環境づくりの促進 など



5 子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各種制度について、今後も周知に努めるとともに、国や県の動向を見ながら、子どもと家庭の状況に応じた経済的支援を実施します。

主要事業

子ども医療費の助成／児童手当等の支給／未熟児養育医療費の助成 など



計画における数値目標および確保方策



子ども・子育て支援新制度に基づく内容



1 新制度に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援新制度のもとでは、保護者の申請を受けた市町村が、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、「1号認定」「2号認定」「3号認定」に分け、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなります。

地域子ども・子育て支援事業は、すべての子育てで家庭を支援する事業です。保育の必要性の認定にかかわらず利用できます。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

● 認定こども園 ● 幼稚園 ● 保育所

地域型保育給付

● 小規模保育 ● 家庭的保育
● 居宅訪問型保育 ● 事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 病児・病後児保育事業
- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- 一時預かり事業
- 妊婦健診事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

認定区分	保育の必要性の有無	該当年齢	提供施設
1号認定	保育の必要性なし 幼児期の学校教育のみ	3～5歳	幼稚園、認定こども園
2号認定	保育の必要性あり	3～5歳	保育園、認定こども園
3号認定	保育の必要性あり	0～2歳	保育園、認定こども園 地域型保育事業

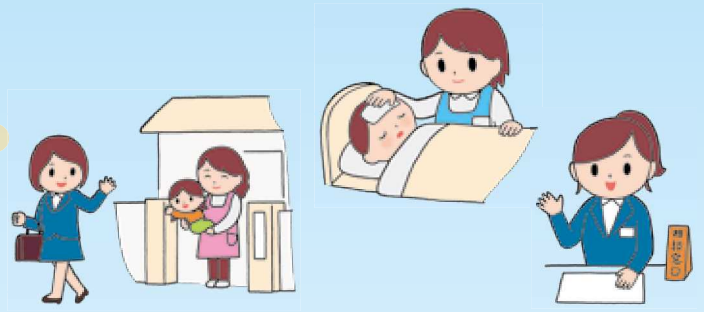


2 教育・保育（幼稚園・保育園など）

すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、地域のニーズを的確に捉えながら、保育や幼児教育の量的拡充・質的向上を図ります。認定こども園は、利用者のニーズ、施設・設備等の状況、設置者の意向を踏まえて、整備を促進します。

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定	量の見込み	2,506人	2,495人	2,440人	2,353人	2,294人
	確保方策	2,350人	2,372人	2,394人	2,394人	2,394人
2号認定	量の見込み	1,372人	1,366人	1,336人	1,289人	1,256人
	確保方策	1,335人	1,380人	1,437人	1,387人	1,367人
3号認定	量の見込み	1,408人	1,371人	1,341人	1,308人	1,266人
	確保方策	1,055人	1,217人	1,353人	1,381人	1,381人

3 地域子ども・子育て支援事業



		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延長保育事業	量の見込み	876 人	862 人	843 人	818 人	794 人
	確保方策	876 人	862 人	843 人	818 人	794 人
放課後児童健全育成事業	量の見込み	1,456 人	1,451 人	1,455 人	1,457 人	1,447 人
	確保方策	1,571 人	1,633 人	1,794 人	1,841 人	1,797 人
子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	量の見込み	50 人日	49 人日	48 人日	46 人日	45 人日
	確保方策	50 人日	49 人日	48 人日	46 人日	45 人日
病児・病後児保育事業	量の見込み	2,651 人日	2,613 人日	2,555 人日	2,475 人日	2,404 人日
	確保方策	1,200 人日	1,200 人日	2,700 人日	2,700 人日	2,700 人日
利用者支援事業	量の見込み	1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所
	確保方策	1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所
地域子育て支援 拠点事業	量の見込み	85,954 人日	83,791 人日	81,950 人日	79,763 人日	77,140 人日
	確保方策	85,954 人日	83,791 人日	81,950 人日	79,763 人日	77,140 人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み	38 人日	38 人日	38 人日	38 人日	38 人日
	確保方策	38 人日	38 人日	38 人日	38 人日	38 人日
一時預かり事業						
幼稚園の在園児を 対象とした 一時預かり	量の見込み	41,664 人日	41,376 人日	40,560 人日	39,072 人日	38,256 人日
	確保方策	39,216 人日	39,504 人日	39,744 人日	39,744 人日	39,744 人日
保育園ほか	量の見込み	9,901 人日	9,577 人日	9,360 人日	9,129 人日	8,795 人日
	確保方策	11,998 人日	11,998 人日	11,998 人日	11,998 人日	11,998 人日
妊婦健診事業	量の見込み	1,312 人	1,291 人	1,267 人	1,219 人	1,179 人
	確保方策	1,312 人	1,291 人	1,267 人	1,219 人	1,179 人
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	量の見込み	1,204 人	1,183 人	1,159 人	1,111 人	1,071 人
	確保方策	1,204 人	1,183 人	1,159 人	1,111 人	1,071 人
養育支援訪問事業	量の見込み	170 人	170 人	170 人	170 人	170 人
	確保方策	170 人	170 人	170 人	170 人	170 人

計画の推進

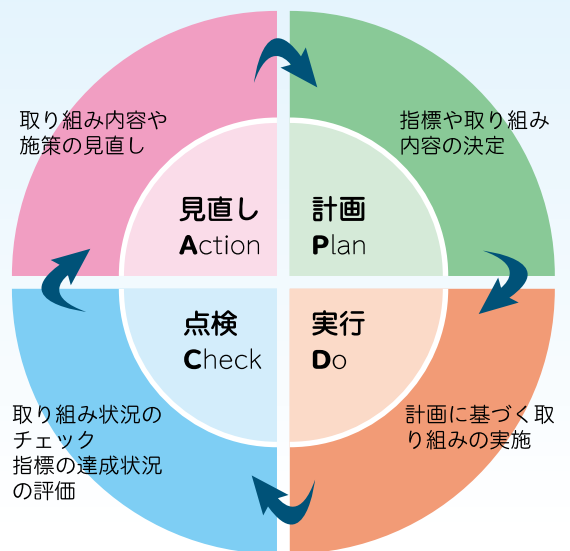
計画の推進体制

計画では、子育て支援の量の拡充と質の向上の両面から充実させるとともに、家庭、学校・幼稚園・保育園等、地域、企業等、行政その他社会を構成するすべての人が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの責任と役割を果たすことが求められています。

そのため、家庭、地域、企業などでの市民等の主体的かつ積極的な取り組みを促進するため、市ホームページへの掲載、概要版の作成・配布などを行い、計画の周知に努めます。

進捗状況の管理

計画を着実に推進していくため、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに効果を検証し、事業内容の有効性の維持向上に努めるPDCAサイクルを活用しながら、可能な限り効率的な事業運営を図っていきます。



新制度の利用のお問い合わせ先

- ✿ 制度について
子育て支援課 Tel : 0476-20-1538 (直通)
- ✿ 保育園・児童ホーム・幼稚園について
保育課 Tel : 0476-20-1607 (直通)
- ✿ 健診事業等について
健康増進課 Tel : 0476-27-1111 (直通)



成田市
子ども・子育て支援事業計画
【概要版】

編集・発行：成田市健康こども部子育て支援課
〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地
TEL : 0476-20-1538 FAX : 0476-24-1086
E-mail : kodomo@city.narita.chiba.jp
登録番号：成子14-063